

2021年度第5回広報委員会議事録

訪販化粧品工業協会

1 日 時 2021年12月10日(金) 15:00～16:25

2 場 所 ZoomによるWeb会議

3 出席者 委員長ほか委員6名
事務局：2名(本部)、1名(関西支部)

4 議事要旨

冒頭、委員長から挨拶を行った後、事務局は、議長の指示により、事前に配布した資料に基づき説明を行い、大要以下のとおりの討議がなされた。

《討議案件》

(1) 訪粧協の活性化についての取組案について

事務局からは、広報委員会として、景品表示法・公正競争規約の説明会、日本訪問販売協会や日本広告審査機構(JARO)からの講師派遣によるセミナーのほか、関係法令の動画コンテンツの購入することなどを提案した。

・常務理事が公取協の事務局を兼務しているので、公正競争規約施行規則の変更については説明をしてもらいたい。また、特商法改正法の整備状況については日本訪問販売協会から説明をしていただくこと、JAROには、寄せられている苦情やクレーム、薬機法の広告表現などを説明してもらうよう依頼して、Zoomによるセミナーを開催してはどうか。

・日本通信販売協会(JADOM)では、最近、アフェリエイト広告関係のことで消費者庁の委員会に出席しているので、アフェリエイト広告の観点で勉強会をしても良いのではないかと。

・消費者相談研究会への参加・加入を増やしていくのは重要であり、改めて研究会の幹事と事務局とで相談し、研究会をよく知らないという場合には、お試しで参加することなどを伝えていくのが良い。

・その参加勧誘を改めて行うに当たっては、会社の人員の体制や相談業務に携わる人数の関係もあって、参加は難しいと考えていたり、遠方だと東京へのリアル参加は難しいとか、「お客様対応窓口」業務の人しか参加できないなどの先入観や敷居の高さがあると思われるので、総務や法務などの関連する部門からでも参加できることを伝えると良い。

- ・研究会は、オンラインで行われていることで、参加へのハードルも下がっている。
- ・最近、2社が協会に加入してきているので、勧誘すること。

(2) 訪粧協創立 50 周年 (2023.3.9) に向けた事業計画案について

事務局より、事前配布した資料に基づき、2023 年度の第 50 回定時総会時において実施する記念講演などについては、2022 年度の定時総会の事業計画の中で、記載して準備していくことなどの説明を行った。

- ・「事業計画」ではなく「記念行事」との文言にするべきではないか。
- ・記念講演は、訪粧協の今後のビジョンに沿った、それにふさわしい講演内容を選定すべきであり、これらを踏まえ、講演会をコーディネートしている事業者に依頼することもある。
- ・講演をコーディネートしている業者に委託するにしても、どのようなテーマで行うかは求められる。

委員各位にあっては、次回の広報委員会までに講演テーマなどを提案することされた。

(3) 協会事務の整理・見直しのスケジュール案について

事務局からは、前回の合同委員会 (2021.10.22) において、事務局に対して指示のあった今後のスケジュールを説明し、協会事務の整理・見直しに際しては、事務所設置の規定である、協会規約第 2 条 (地域及び事務所) の「本会の地域は、全国一円とし、事務所を東京都、大阪市及び名古屋市におく。」を変更すべきか、変更するのであれば総会決議事項であるとの説明をこれまでどおり行った。

- ・規約の変更は、広報委員会における議論すべき事項か否か。
 - 規約を変更するか否かについては、前回の合同委員会において報告しており、ついでには、今回の広報委員会で検討し、これを実行委員会に報告したうえで、総会に上程してその変更を議決することになる。
- ・現在の規約のままでは第三者から事務所について問われたときに、大阪や名古屋にも事務所があるのかないかを説明しないといけないことになるので、規約からは本部以外の事務所を削除した方が良いのではないか。
- ・訪粧協が頒布している教材等の冊子にも本部など 3 つの事務所の所在地が掲載されている。この際、事務所を東京に集約するのであれば、このままでは混乱を招くことになりかねない。
- ・関西支部では支部会を開催し、アンケートを取るなどして支部のサービ

スを本部に集約することで了解されている。

・事務所を集約するに当たっては、サービスの確保が保たれるのかが懸念されるどころ、スムーズに移行を行うこと。

協会規約を変更することについては、今後、実行員会に報告していくこととされた。

《報告案件》

○ 特商法改正法への対応について

事務局から、事前配布した資料に基づき、特商改正法に対応した契約書面等の電子化などに関する報告がなされた。

・これまでの法改正では、教材を全面改訂するばかりではなく、法改正された条文に対応した箇所のみを挿し入れることでコストダウンを図った例があること。

・消費者庁の検討会のワーキングチーム会合では、電子書面化に伴う契約書の電子化に関し事前に書面によって明示することが提案されていること。

・消費者庁では、通信販売における申込み段階における表示のガイドラインの意見募集を行っていること。

以 上